

仕 様 書

1 件 名

平成29年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」英語版のデザイン制作及びデザイン監修業務委託

2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年3月29日（金）まで

4 納品期限

（1）制作ガイドラインの納品期限（予定）：平成29年10月31日（火）

（2）デザインの最終納品期限（予定）：平成30年2月28日（木）

※デザインは、【別紙3】「デザイン制作・監修に係る制作スケジュール」にあわせて、最終納品期限までに随時納品すること。

5 対象サイト

東京の観光公式サイト「GO TOKYO」英語版：<http://www.gotokyo.org/en/>

※平成30年3月23日（金）新規構築・公開予定

6 目的

今年度、新たに構築し、平成30年3月23日（金）に公開する東京の観光公式サイト「GO TOKYO」英語版（以下「サイト」という。）を、外国人旅行者のニーズの高い情報を効果的かつ魅力的に発信することで訪都意欲の向上を図り、東京の観光都市としてのブランドイメージをPRするのにふさわしく、世界的なトレンドを捉えた洗練されたデザインのサイトとすること。

※参考：サイト新規構築の目的

（1）構築のポイント

- 英語ネイティブのライティングにより、外国人旅行者の視点に立ち、伝わりやすい英語で書かれたコンテンツの作成
- 外国人旅行者のニーズを踏まえた情報の発信
※財団が別途実施した「外国人旅行者のニーズ調査・分析」結果参照のこと。
- 外国人旅行者に訴求力の高いモチーフの画像の掲載
- 世界的なトレンドの今後の展開を見据えた発展的なデザインの導入
- ユーザビリティが高く欲しい情報にたどりつきやすいサイト構成
- サイトを見るだけでなく「情報」の「利用」を実現する新機能の開発

（2）ターゲットユーザー

- ・外国人訪都旅行者（未・初訪都者、リピーター）
- ・英語ネイティブ・ノンネイティブスピーカー

（3）サイトのメインコンセプト

- ・東京全域を網羅する魅力的で正確な観光情報を発信すること。
- ・未訪都者に東京への関心・興味を喚起すること。
- ・リピーターが東京観光に関する情報をより広く、深く得られること。
- ・東京観光（タビマエ・タビナカ）に必要な最新の情報を効率良く入手できること。
- ・東京の観光都市としてのブランドイメージをPRすること。

7 サイトデザイン及びガイドライン制定のポイント

(1) サイト構成について

【別紙1】「新・サイトマップ案」【別紙2】「新・機能要件案」等をもとに、財団が別途指定する「平成29年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」英語版の新規構築及び運営管理業務委託」事業者（以下「サイト構築事業者」という。）と連携・協力して、以下の項目を踏まえて、サイト構築事業者が構築するサイト構成において必要なデザインを作成すること。

- ・わかりやすく、ユーザーが探す情報にたどり着きやすいこと。
- ・サイト内の情報を活用して回遊性を高め、効果的に東京観光の魅力を伝えること。

(2) デザインの方向性について

世界的な Web デザイン潮流の今後の展開を見据えて、「6 目的」を達成するために、以下の項目を踏まえた上で、ターゲットに対して効果的に東京の魅力を PR できる Web デザインを制作すること。

- ・今後3年先を見越した Web デザインのトレンドに遅れることのないこと。
トレンドの変化に応じて、柔軟な対応力を備えておくこと。
- ・外国人旅行者の視点を重視し、ターゲットユーザーである外国人旅行者にとって魅力的なデザインにすること。財団が別途実施した「平成29年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に関する外国人旅行者のニーズ調査・分析等業務委託」による結果を踏まえて、デザインを制作すること。
- ・レスポンス Web デザインとすること。
- ・画像の選定、イラスト・アイコンのデザインを含むサイト全体において、統一感のある洗練されたデザインであること。
- ・諸外国との関係に配慮し、特定の国や文化、宗教等を連想させないデザインであること。
- ・今後、英語版のサイトをもとに多言語版（日本語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、フランス語、タイ語)のサイトにも適用することを考慮したデザインとすること。
- ・デザイン全体において、サイトの表示速度を考慮すること。

(3) 外国人訪都旅行者に訴求力の高い画像の掲載について

デザインに取り入れる画像については、以下の項目を踏まえて、外国人訪都旅行者に訴求力の高い画像を撮影または制作し掲載すること。

① 全体

- ・外国人訪都旅行者に訴求力の高いモチーフの選定
- ・各観光スポット・イベント等に「行ってみたい」と思わせる内容

② カメラマンについて

風景や建築物等を対象とした観光写真の撮影について、専門分野として経験のあるカメラマンが撮影すること。

③ 掲載画像の撮り下ろしと新規制作について

画像は原則として、新たに撮影または制作すること。

撮影時期が限定されるなど新たに撮影することができないモチーフの画像や、デザインコンセプト実現のために不可欠なイメージ画像等を提供・手配等によって掲載する場合は、財団と協議の上、決定すること。

④ 表示するメディアの画面サイズについて

東京都と財団が屋内・外に設置しているデジタルサイネージにもサイトの掲載情報を表示するため、一般的なPCのスクリーンより大きいデジタルサイネージの画面で表示することを考慮すること。

(4) 文章量と画像のバランスについて

魅力的な観光情報を効果的に伝えるために適した文章量と画像のバランスを考慮したページデザイン・レイアウトを、多言語展開も踏まえて提案すること。

8 委託内容

前述の内容を踏まえて、デザイン制作及びデザイン監修を行うこと。

(1) デザイン制作の範囲

以下に記載のある範囲のデザインを制作すること。

- ・トップページ、第二階層、第三階層のページデザイン
- ・第四階層以下のページ及びテンプレート10点程度

※ここに記載のある範囲外のデザイン制作は、本件受託者の監修のもと、本件受託者が作成する「制作ガイドライン」にしたがって、サイト構築事業者が行う。

「第四階層以下のページ及びテンプレート10点程度」について、具体的にどのページ及びテンプレートのデザインを制作するかは、財団及びサイト構築事業者と協議の上、決定する。

(2) デザイン設計書・スケジュールの作成

前項「(1) デザイン制作の範囲」に記載のあるデザインとテンプレートを含むサイト全体のデザイン・テンプレートをそれぞれどのページに適用するか等を設定したデザイン設計書と、【別紙3】「デザイン制作・監修に係る制作スケジュール」にあわせた各デザインの納品スケジュールを作成すること。内容は財団及びサイト構築事業者と協議の上、決定すること。

(3) 画像の撮影・制作・手配

以下①に記載のある範囲においてデザインに取り入れる画像の撮影・制作・手配は、本件受託者が行うこと。この撮影・制作・手配に係る費用も本委託契約金額に含むものとする。

①範囲

トップページ、第二階層に掲載する画像

※第三階層以下のページに掲載する画像は、サイト構築事業者が撮影・制作・手配する。本件受託者は、サイト構築事業者が画像を撮影・制作・手配し、掲載するにあたって、デザイン監修を行うこと。

②画像の掲載・使用許可について

前項「①範囲」に掲載する画像の掲載許可申請を、以下の項目を踏まえて行うこと。

- i 東京都と財団が屋内・外に設置するデジタルサイネージにも表示することを含む掲載許可申請を得ること。
- ii 掲載許可は、原則として書面で得ること。
- iii 許諾状況の管理と報告を適宜行うこと。報告に際して、申請先担当者情報を含む管理表を Excel データ等で作成し、財団に提出すること。

③画像の色調補正・レタッチ等について

前項「①範囲」に画像を掲載するにあたって、必要な色調補正・レタッチ等を行うこと。

(4) ショートカットアイコン、お気に入りメニュー用アイコンのデザイン

以下のアイコンをそれぞれ1点制作し、納品すること。

- ・モバイル端末のホーム画面に表示するショートカットアイコン
- ・PCブラウザのお気に入りメニュー用アイコン

(5) リンクバナー画像のデザイン

他の Web サイト等に提供・設置することを目的として、本サイト用のリンクバナー画像を、サイズ調整が可能で汎用性の高いデザインで3パターン制作し、納品すること。

(6) 制作ガイドラインの作成

今後、多言語版のサイトにも適用することを踏まえて、以下の項目についてそれぞれサイトの制作・運用に必要なガイドラインを設定すること。

①サイトカラーについて

背景色・文字色・タイトル・ハイライト箇所等

②サイトロゴについて

※印刷物にも掲載することを前提に、RGB だけでなく CMYK カラーも指定すること。

③タイポグラフィについて

見出し・本文等それぞれについて適切な Web フォント（サイト全体に基本的に使用する英語を含めた9言語10種類）を提案すること。

無料版、有料版のどちらの提案も可とするが、有料版のフォント使用を提案する場合はそれにかかる費用を明示すること。英語については有料版の使用にかかる費用も本委託契約金額に含むものとする。

④リンクについて

外部・内部サイトへのテキストリンクに関するリンクの色とオンマウス時の動作等

⑤画像掲載について基本的なガイドライン（縦横比・サイズ等）

⑥バナー設置について

- ・適切なバナーサイズ（縦横比・サイズ等）
- ・バナーと他のコンテンツとの掲載位置等について配慮すべき点等

⑦アイコンについて

- ・ページデザインにおいて、ページ内容を象徴したり、情報を記号化したアイコン等

⑧ヘッダー及びフッターについて

⑨基本的なページの構成について

- ・カラムの縦横比やコンテンツ設置箇所等
- ・余白について

⑩その他

必要な項目があれば、提案すること。

(7) サイト構築事業者との連携・協力

デザインの制作・納品・実装に際しては、サイト構築事業者と連携・協力して行うこと。
コーディングはサイト構築事業者が行うため、実現可能なデザインにすること。

(8) サイト全体のデザイン監修

「6目的」を達成するデザインのサイト作成を実現するために、サイト構築事業者によるデザイン制作や画像掲載を含むサイト構築全体における公開までのデザイン監修を行うこと。

9 納品物件について

以下のとおり、データを納品すること。

(1) 納品データのファイル形式について

- ① サイトロゴ、アイコン：AI または SVG ファイル形式
- ② 画像：PSD または TIFF（非圧縮）ファイル形式
- ③ 前項①②以外のデザインデータ：PSD または AI ファイル形式

(2) 前項(1)のデータを印刷したもの(①②はA4版、③はA3版)

(3) 制作ガイドライン(A4版)

10 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前文書により財団と協議し、その承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

11 著作権

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は、財団に譲渡すること。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。

(4) 本件に使用する画像について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。

(5) 上記(1)から(4)までの規定は、第7項により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) 成果物については、財団又は財団の承認を得た者の名において行なう広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。

(7) 本件による成果物は、財団が行う東京の観光PR事業等のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。

(8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

1 2 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

1 3 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり保有する個人情報の取扱いについては、【別紙4】「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1 4 支払

受託者への支払は、本件委託業務完了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて支払うものとする。

1 5 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議し、その承認を得ること。
- (3) この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (4) 本委託業務の実施に際しては、【別紙5】「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」を参照の上、観光サイトにおいても必要な項目については同基準に準じること。準拠しない範囲については、事前に財団の承認を得ること。

以 上

【担当者】

公益財団法人東京観光財団
総務部観光情報課 大内、北澤
電 話：03-5579-2681
F A X：03-5579-8785